

藤沢市子ども・若者^{ともい}共育計画の策定について（最終報告）

1 趣旨

令和6年12月市議会定例会の子ども文教常任委員会において素案を報告した「(仮称)藤沢市子ども・若者共育計画」について、パブリックコメント及び1月に開催した「藤沢市子ども・子育て会議」での審議等を踏まえ、素案の修正や当該計画を推進するための実施事業の選定を行い、「藤沢市子ども・若者共育計画」(以下「本計画」という。)の(案)を策定するとともに、藤沢市子ども・子育て会議の方向性について報告するものです。

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間

令和6年12月10日(火)から令和7年1月10日(金)まで

(2) 意見提出者数及び件数

3人 7件

(3) 意見等の反映状況

ア 計画に反映した意見	0件
イ 計画にすでに反映されている意見	1件
ウ 今後の取組の参考とする意見	5件
エ その他の意見	1件

(4) 主なご意見及び市の考え方

子ども・若者の意見聴取や意見表明、一時預かりをはじめとした保育、教職員の労働環境等の学校教育、地域社会の環境や子どもの利用できる施設に関するご意見をいただいております。市の考え方を付したものを資料2として、まとめています。

3 藤沢市子ども・若者共育計画(案)

本編については、資料3のとおりです。なお、本計画に関する概要版及び子ども版は、令和6年度中の作成を予定しています。

4 素案報告以降の主な修正内容

(1) 本計画を推進する実施事業の掲載

8つの基本目標及びその施策の柱ごとに、本計画を推進するため、計225事業を位置づけました。

(2) 基本目標7の修正

本市が実施する事業として子ども・若者の意見聴取を位置づけるだけでなく、子ども・若者が主体であることを明確に示すため、目標名を「子ども・若者の意見聴取・意見反映」から「子ども・若者の意見表明・意見反映」に改め、説明文を修正しました。

(3) 資料編の追加

藤沢市子ども・子育て会議における検討経過及び関連法令とあわせ、母子保健計画における国の「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」に規定された指標及び、放課後子ども教室の整備に関する方針を掲載しました。

(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策の修正

北部地区における教育・保育の量の見込みに対応するため、当該地区の確保の内容について、特定教育・保育施設に係る2号・3号の見直しを行いました。このことに伴い、市全域の確保の内容についても、見直しを行っています。

5 藤沢市子ども・子育て会議の方向性について

本市では、これまで、子ども・子育て支援法に基づき、藤沢市子ども・子育て会議を設置し、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及びその計画を補完する計画として位置づけられている「藤沢市子ども共育計画」の進捗管理を行ってきました。

今後は、本計画及びこども施策を調査審議対象とし、その総合的な推進及び進捗管理を図るため、こども基本法を根拠に加え、藤沢市子ども・子育て会議の位置づけや所掌事務の見直しを行うことを目的として、令和7年2月市議会定例会に、藤沢市子ども・子育て会議条例の一部改正案を上程しました。

6 今後の予定

令和7年	3月	計画の確定 概要版及び子ども版の作成、資料提供
	4月	策定後の計画実行 改正後の藤沢市子ども・子育て会議条例の施行
	8月	藤沢市子ども・子育て会議委員の改選

以 上

(事務担当 子ども青少年部 子育て企画課)